

国民健康保険の届出はお早めに

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

3月～4月は転出・転入の季節です。

国保に関する届出は、適正な保険料賦課・保険給付のためにも、必ず14日以内に届出をしてください。届出が遅れると遡って保険料を納めなければなりません。また、適正な給付が受けられない場合があります。

平成28年1月以降、マイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、各種手続きに係る届出書には個人番号の記入をお願いしています。

なりすましなどを防止するために個人番号と本人確認を行う必要がありますので、「通知カードと本人確認書類」、または「個人番号カード」をお持ちください。

※本人確認書類（運転免許証、パスポートなど写真及び氏名、生年月日のある官公署発行のもの等）

◆国保に加入するとき

どんなとき？	持ち物
町外から転入したとき	印鑑・転出証明書
職場の健康保険をやめたとき または任意継続の期間が満了したとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書 または退職証明書・離職票など喪失日がわかるもの
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・保護者の保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・生活保護廃止（停止）決定通知書
外国籍の方が加入するとき	在留カード

※国民健康保険料納付の口座振替ご希望の場合は、通帳等口座のわかるものと届出印をお持ちください。

◆国保をやめるとき

どんなとき？	持ち物
町外へ転出するとき	印鑑・保険証
職場の健康保険へ入ったとき	印鑑・国保と新しい健康保険の両方の保険証 (新しい保険証が未交付の場合、健康保険加入の証明)
他の健康保険の被扶養者になったとき	
死亡したとき	印鑑・保険証
生活保護を受けることになったとき	印鑑・生活保護開始決定通知書・保険証

◆その他の届け出

どんなとき？	持ち物
保険証をなくしたとき	印鑑・本人確認できるもの
保険証を汚して使えなくなったとき	印鑑・保険証・本人確認できるもの
就学のため町外に住民票をうつすとき(学)	印鑑・保険証・在学証明書または学生証(コピー可)
就学が終了したとき(卒業・就職等)	資格喪失の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
町内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯分離・世帯合併したとき	

※上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。



高額療養費の支給申請について

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111



同じ月内に病院等の窓口で支払った医療費が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額に含まれるのは、保険診療に係る医療費のみとなりますので、食事療養費およびベッドの差額代や保険対象外診療は実費負担となります。

*申請方法

高額療養費の対象となった場合は、診療月の2か月後以降に役場から通知書をお送りしますので、次の持ち物お持ちになり申請してください。なお、国保料に未納がある場合は、申請手続き時に納付相談をさせていただく場合があります。

*持ち物

- ・世帯主の印鑑・通帳（または振込先のわかるもの）
- ・領収書（原本）こちらでコピーをとり、原本はお返しします。
- ・届出（申請）者、手続き対象者全員分の個人番号カードまたは通知カード
- ・通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許書等）

*申請期限

高額療養費を申請できるのは、診療を受けた月の翌月初日から2年間です。

「限度額適用認定証」を提示すれば、窓口における支払いが自己負担限度額までとなります

高額な診療（入院・外来）を受ける場合、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、同一の医療機関等において1か月の支払いは自己負担限度額になります。（医科・歯科・および入院・外来別に支払う）

- *持ち物
- ・国民健康保険証
 - ・世帯主の印鑑
 - ・届出（申請）者、手続き対象者全員分の個人番号カードまたは通知カード
 - ・通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許書等）

- *ご注意
- ・認定証は、申請した月の初日から有効となります。月を遡って有効なものは発行できませんので、お早めの手続きをお願いします。
 - ・国民健康保険料に滞納があると、原則として限度額適用認定証を交付できません。
 - ・世帯に所得の申告をしていない方がいると、最も高い自己負担限度額の区分で判定される場合があります。
 - ・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。



70歳以上75歳未満の課税世帯の方

申請は不要です。国民健康保険証と「高齢受給者証」を併せて医療機関等へ提示することにより、1ヶ月毎の医療費分の支払金額は限度額までとなります。

平成28年1月から国民健康保険の手続きにマイナンバーの記載と本人確認が必要になりました。



年金だより

平成29年度の学生納付特例申請書が送られます

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

平成28年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き平成29年度も在学予定の方に、日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書」（ターンアラウンド様式）が3月末頃に送られます。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することにより、平成29年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して岡谷年金事務所または住民福祉課国保年金係まで届け出してください。